

福島県がん対策推進審議会規則をここに公布する。

平成三十年十二月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第八十六号

福島県がん対策推進審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県がん対策の推進に関する条例（平成二十六年福島県条例第三十三号）第二十一条の規定に基づき、福島県がん対策推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第二条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第三条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初開催される会議は、知事が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会の会議は、次に掲げる場合を除き、これを公開する。

一 福島県情報公開条例（平成十二年福島県条例第五号）第七条各号に掲げる情報が含まれる事項について調査審議する場合

二 議長が非公開とする必要があると特に認める場合

6 議長は、会議の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることその他適当な措置をとることができる。

7 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）の規定により定められた事項について調査審議する場合において、委員は、自ら又は自らが所属する機関に関する会議に参加することができない。ただし、議長が必要と認めるときは、この限りでない。

(委員以外の者の意見陳述等)

第四条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(専門委員)

第五条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 7 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が部会の議長となる。
- 8 第三条第三項から第七項まで及び第四条の規定は、部会に準用する。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、保健福祉部健康衛生総室健康づくり推進課又は地域医療課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に開催される審議会の会議は、第三条第一項本文の規定にかかわらず、知事が招集する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。